

別記様式第48号(第103条関係)

営 業 の 方 法	
営業所の名称 営業所の所在地	
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容(具体的に)
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物(酒類を除く。)の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒類の提供	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容
	時 間 帯 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物(酒類を除く。)のうち主なものの種類及びその提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)を記載すること。
- 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類(ビール、ウイスキー、日本酒等)のうち主なものの種類、その提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)を記載すること。
- 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 「遊興の内容」欄には、遊興の種類(ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等)、これを行う方法(不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。)を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。